

後期高齢者医療制度のお知らせ

～新型コロナウイルス感染症の影響による 保険料減免制度について～

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や、新型コロナウイルス感染症の影響で世帯の主たる生計維持者の収入が10分の3以上減少した被保険者は「保険料減免制度」を受けられる場合があります。詳しくは下記の間合わせ先までご連絡ください。

1. 対象者について

以下の①、②のいずれかに該当する被保険者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響で世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った、北海道後期高齢者医療被保険者
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で世帯の主たる生計維持者の事業収入などが減少した **(※)** 北海道後期高齢者医療被保険者



(※) 事業収入などが減少した場合の要件

次の全てに該当する場合、対象となります。

- ・世帯の主たる生計維持者の「事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）のいずれかの減少額」が前年の10分の3以上であること
- ・世帯の主たる生計維持者の「前年の合計所得金額」が1,000万円以下であること
- ・世帯の主たる生計維持者の「減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額」が400万円以下であること

2. 減免対象の保険料について

以下の①、②のいずれかに該当する保険料が対象となります。

- ① 令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料
- ② 令和2年度分の保険料であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料



3. 申請方法について

保険料減免の申請を行う場合は、役場医療年金係にお問い合わせください。

【間合わせ先】

★北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階

電話 011-290-5601

★役場 住民生活課 医療年金係

電話 73-2011（内線136）